

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度一般会計予算書における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源分）見込額 73,476 千円

（歳出）社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,436,716 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	県支出金	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	老人福祉事業	64,780	0	965	15,457	5,525	42,833
	障害者福祉事業	414,142	192,651	105,554	240	13,219	102,478
	児童福祉事業	523,721	256,000	129,767	3,260	15,390	119,304
社会保険	介護保険事業	137,130	5,368	5,925		14,378	111,459
	国民健康保険事業	83,290	10,395	35,266		4,300	33,329
	後期高齢者医療事業	169,544		24,425		16,581	128,538
保健衛生	母子保健事業	13,185	208	80	7,480	619	4,798
	救急医療対策事業	825	0	0	0	94	731
	予防対策事業	19,252	0	0	0	2,200	17,052
	検診事業	10,847	4	603	0	1,170	9,070
合 計		1,436,716	464,626	302,585	26,437	73,476	569,592

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の令和4年度予算額 173,000 千円の内数です。

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※経費は人件費や事務経費等を除いて計上しています。